

令和4年1月26日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和4年1月26日(水)  
午後1時30分
  
- 2 閉会の日時 令和4年1月26日(水)  
午後2時19分
  
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま3階視聴覚室
  
- 4 出席委員の氏名 端野 学  
塩見 佳扶子  
和田 大顕  
加藤 由美  
織田 信夫
  
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教育部長 伊藤 信夫  
教育委員会事務局理事 廣田 康男  
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数  
次長兼学校教育課長 八瀬 正雄  
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一  
学校教育課総括指導主事 新井 敏之  
学校給食センター所長 村瀬 勝子  
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 浅田 久子  
図書館長 山路 智子
  
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次長兼教育総務課長 垣谷 敏数

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第21号 原案どおり可決、承認

議第22号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

福知山市教育委員会 委員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

## 2 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

### (1) 年頭の御挨拶・部内会議 訓示 (別紙)

1点目につきましては、年頭の御挨拶、また部内会議資料ということで別紙2点資料をつけております。

コロナ禍の時期でもありますので、市も教育委員会も全体で集まっての挨拶はしないということで、書面をお願いをしたところであります。

新年の御挨拶の中で申し上げたことは、コロナ禍で大変な情勢が続きまして3年目になることから、これまでの2年間の全てが悪かったわけではなく、コロナ禍を経験して学習したこともあり、マネジメントも様々行われ、却ってそれがよかったということもあります。やみくもに過去に戻すという発想ではなく、必要なものを必要な時間かけて行う、本当に必要な教育課程編制をしていかなければならないということを書いております。

それから、別紙「往く年 来る年」という資料を御覧ください。

まず、令和3年を振り返ってみて一つ大きく感じておりますのは、1の中に赤字で書いております「育成」についてです。教育委員会の仕事(地教行法第21条)として大きく分けて3点、「管理」「執行」「育成」とありますが、管理・執行については、それぞれの課や係で行っていくわけですが、育成という部分については、できたかなという若干の不安が残ります。

そして、3の(2)よい教員(職員)を育てる人材育成については、年末から年初に人事に関わり校長先生方との面接を30分から40分取りました。例年のとおり学校経営についてやこういった人材が欲しい、こういった課題があるので人事異動をしてほしいといった先生方のお話を聞かせていただきました。やはり人材には限りがありますので、ある人をある学校に行かせれば、ある学校は抜けるということにもなりかねませんので、後継ぎをもっとしっかりと育てるということを校長先生方をお願いしました。人材育成はこれからますます複雑多様化する学校課題対応上、喫緊の課題だと思っておりますので、これは市立学校に加えて教育委員会も大事に考えていかなければならないと思いました。

そして、令和4年を見通すということで、6点書いております。

1点目として令和4年度は、新たな福知山市教育大綱が始まり、そして「『響』プラン・F」もいよいよ実践期に入っていく時期になりました。そのために我々がしっかりしなければならないのは、説明をしっかりと納得をしてもらい、そして具体的な実践に移して行くことだと思います。これも校長の面接のときにもお願いをしていたことですが、先頭に立って旗を振るだけがリーダーシップではないという話をいたしました。各学校の管理職の先生がリーダーシップを発揮して大きな変化への対応にあたる、そういう年になって

いるということでありませす。

2点目は、学力充実、不登校を赤字にしておりますが、これは10年間続けてきましたシームレス学園構想、保幼少中一貫・連携校の3つのこだわりのうちの2つが危ないということでありませす。もう1つのこだわりは進路ですが、学力、生徒指導、進路、この3つのこだわりのうち2つに黄色信号、或いは赤信号がついております。そういう時期になりましたので、改めて「小学校は中学校を見通して、中学校は小学校を踏まえて」というシームレス学園構想をもう一度振り返る必要があるということだす。

3点目は、令和4年1月11日の全国家庭科研究大会がいよいよ迫ってきました。授業の準備、会場校はもちろんだす、市を挙げて全国から先生方を招くという時期になりました。

4点目は、市長の推進施策とあり3つ書いておりますが、1つ目は「教育支援センター」構想であり、不登校、長欠の児童生徒をいかに解消していくかという課題だす。2つ目は「一人一台タブレット型端末」の導入で、今現在小中学校で取り組んでいる真最中でありませす。3つ目の「短期海外留学」は中学生を対象に実施する予定でしたが、コロナ禍と重なってしまったということもあり、中止ではなく可能な範囲でやっていく工夫が必要となります。

それから、新しい時代への取組(挑戦)ということだ、そこに5点あります。1点目がICT活用の実践と評価について、2点目は、学校や公民館の施設の機能向上のための工事、環境整備等、それから3点目が地域社会との連携であります。4点目は、組織の再編成ということだ、新事業に対応できる組織をきちんと整理をしていくことが必要となります。5点目は、予算ということだ、今まさに来年度予算の査定の真最中でありませす。新たなテーマ・課題・事業のための予算措置ということだ、予算がつけばそれなりの企画や組織、時間が必要となりますから、予算を要求すれば、それなりの足元も固めていかなければならないということだ、一つ課題として強く感じたところでありませす。

それから、6点目は健康管理・防災・安全、これが我々仕事をする中でも、また教育を進める中でも基盤でありませす、その基盤に今コロナウイルスのオミクロン株が入りこんできているところでありませす。新型コロナウイルス感染症への対応と併せて健康管理をしっかりしていかなければなりません。管理職や教育委員会の仕事として、それぞれの職員や教員の健康管理をしっかりしていかなければならないと思っっているところだす。こういったことを年初の部内会議でお話させていただきました。

## (2) 新型コロナウイルス感染に係る市立学校での閉鎖措置等の状況 R4.1.25現在

	休業措置期間	状況	再開
1 大正小学校	1/12 ~ 1/14	学級閉鎖	○
2 昭和小学校	1/14 ~ 1/23	休校	○
3 惇明小学校	1/14 ~ 1/20	学級閉鎖	○
4 惇明小学校	〃	〃	○
5 修斉小学校	〃	〃	○
6 南陵中学校	〃	〃	○
7 庵我小学校	1/15 ~ 1/21	〃	○
8 修斉小学校	〃	〃	○
9 惇明小学校	1/15 ~ 1/23	学年閉鎖	○
10 庵我小学校	1/17 ~ 1/21	学級閉鎖	○
11 成和中学校	1/18 ~ 1/21	〃	○
12 修斉小学校	1/19 ~ 1/22	休校	○
13 桃映中学校	1/20 ~ 1/23	学年閉鎖	○
14 惇明小学校	1/20 ~ 1/22	学級閉鎖	○
15 遷喬小学校	1/20 ~ 1/24	学級閉鎖	○

16	雀部小学校	1/21	～	1/23	〃	○
17	日新中学校	1/22	～	1/26	〃	
18	遷喬小学校	1/21	～	1/30	〃	
19	遷喬小学校	1/22	～	1/25	〃	
20	上豊富小学校	1/22	～	1/26	〃	
21	三和中学校	1/23	～	1/24	〃	○
22	惇明小学校	1/24	～	1/26	〃	

2点目については、新型コロナウイルス感染に関わっての閉鎖措置等ということで、新聞報道等を御覧いただいていると思いますが、1月25日現在で22回の閉鎖措置等を行っており、中にはもう既に3回目となっている学校も多くあります。3学期の授業日数は50日ありますが、閉鎖措置等によって50日が40日近くになってしまう学校や学年、学級もあり、その辺りの対応措置について、現在懸命に取り組んでいるところであります。

(3) 「成年年齢」の引き下げ(18歳)により変わること。

◎「民法の一部を改正する法律」の施行 → 2022年(令和4年)4月1日から

◎2002年(H14)4/2～2004年(H16)4/1まで → 大学1年生と高校3年生  
2004年(H16)4/1～ 高校2年生

◎・若者の政治参入 → 「憲法改正国民投票」「公職選挙法の選挙権」が18歳  
・親権に服さなくてもよい。 → 親の同意が要らない。(契約、進路決定、他)  
・婚姻開始年齢 → 男女ともに18歳  
・海外では18歳青年が主流

◎従来の20歳のまま → 喫煙、飲酒、公営競技

◎「成人式」 → 各自治体

【課題】小・中・高校での消費者教育や金融教育(金銭)の充実を

「生活上のリスク」(事故、病気、失業、災害)「社会保障制度」「損害保険」

・小学校 → 「買い物の仕組み」「金銭の計画的な使い方」等

・中学校 → 「購入方法と支払い方法」「消費者トラブルとその対策」等

・高校教員の声 → 主権者・消費者・金融教育、依存症・飲酒・喫煙防止

3点目は、令和4年4月1日から「成年年齢」が20歳から18歳へ引き下げられることについて書いております。この引き下げによって高校3年生や大学1年生に影響があります。どのような影響があるかといいますと、これまで20歳でなければできなかったことが18歳でできるようになるということです。「民法の一部を改正する法律」の法律案を見てみますと、「成年は年齢18歳をもって成年とするものとする」とそれから、「この法律は原則として、平成34年4月1日から施行するものとする」と書かれております。平成34年ですから令和4年から施行されることとなります。その理由としては、「社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とするとの措置を講ずる必要がある。これが法律案の提出理由である。」と書かれています。この法律が平成30年6月13日に成立をしまして、いよいよ今年の4月1日から施行されるということでもあります。

成年年齢の引き下げに伴い、成人式どうするかという議論がよく取り上げられております。先日新聞を見てみますと全国で2つの町だけが18歳から成人式を行うという記事を見ました。何歳を対象に成人式を実施するかといったことは、自治体の判断にゆだねられていることもあり、福知山市でもそういった成人式のあり方については、協議をしたところでもあります。

課題としましては、親の同意がなくても契約が成立するため、小中高校での消費者教育

や金融教育、金銭教育を充実していかなければなりません。また、生活上のリスク、事故、病気、失業、災害、社会保障制度、損害保険などの指導をしていく必要もあります。教育課程内では主に家庭科で、小学校では買い物の仕組みや金銭の計画的な使い方、また中学校では物の購入方法や支払い方法、消費者のトラブルとその対策等といったことを教える必要があります。さらに、高校の先生からは、主権者・消費者・金融教育、依存症・飲酒・喫煙防止といったことの指導も重要になってくるという声も出ているようです。4月1日から始まることでもありますので、学校関係者、小学校、中学校も含めてきちんと今後に向けての指導をしていく必要があると改めて感じました。

#### 4 京都府青少年育成協会 第25回「明るい家庭づくり（家庭の日）絵画展」結果

- 優秀賞 「笑顔あふれるトランプ遊び」 三和小学校6年 横田 茜
- 佳作 「かぞくのみんなでおよだよ！」 成仁小学校1年 堤 珠湖
- 「新しい家族が増えたよ」 大江小学校2年 松田菜花
- 「母の作った大好きなおムライス」 雀部小学校6年 佐藤桃花

4点目は、京都府青少年育成協会の明るい家庭づくり絵画展で、資料に書いておりましたとおり、優秀賞、佳作に4人の子どもたちが入賞し表彰されることになりました。

#### 5 第71回「社会を明るくする運動作文コンテスト」結果

- KBS京都賞 「見守りでみんなが笑顔に」 雀部小学校6年 小山にじ香

5点目は、第71回「社会を明るくする運動作文コンテスト」で雀部小学校6年生の小山にじ香さんがKBS京都賞を受賞されました。「見守りでみんなが笑顔に」という題名の作文で、資料に付けておきますので、読んでいただけたらと思います。

報告は以上となりますが、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

### 3 議事

#### (1) 議第21号（令和4年度学校教育の重点について）

端野教育長 「令和4年度学校教育の重点について」説明をお願いします。

新井学校教育課総括指導主事 ～資料に基づき説明～

「令和4年度学校教育の重点について」御説明いたします。

お手元にお配りいたしましたパンフレット資料に基づきまして御説明いたします。

前回、前々回の協議会で教育委員様からいただきました御意見を踏まえて内容を変更いたしましたので、変更点について説明をさせていただきます。

まず、表紙を御覧ください。前回までにお渡ししたのから写真とその文言を変更しております。写真については、つながるといって、絆をテーマに各学校から写真を募集しました。できるだけ昨年度と同じ学校にならないように、また新しく開校した学校を載せるようにしました。それから、「教育のまち福知山」の枠内で上から4行目に、「今もその精神は」の後に「脈々と受け継がれており」という文言を新たに挿入しており、教育大綱の文言と整合性を図ったところです。

次に、福知山授業スタンダードについてですが、こちらは写真とその文言を変えたほかは以前に提案したときと変更ありません。ただ、このページの下部に大きく余白が空いておりますので、全体のバランスがよくなるように調整をしたいと思っております。

続きまして、裏面、保幼少中一貫・連携教育の構想図です。これについては変わっておりません。

パンフレットを開いて中を御覧ください。まず、令和4年度の重点ですが、2の2行目に「校種を越えて」とあります。当初は超という字を使っておりましたが、京都府教育振興プランに同様の「校種を越えて」という文言がありまして、「越」の字を使っておりましたので、そちらに合わせるように訂正いたしました。

次に、重点目標1の①の1行目に「ここに総合的な指導」の後に、新たにここ「援助」という文言を挿入いたしました。それから、前回会議で御指摘いただきまして、③の2行目に「学級経営の充実」という文言を加えております。

続きまして、重点目標2の②の2行目、この文言を少し変えております。前回、御指摘をいただきましたように、柔軟に学びの場を見直して支援学校や特別支援学級、通常学級等との学びの連続性を実現するというので、「柔軟な学びの場の選択と学びの連続性の実現」という文言に変更しております。

それから、重点目標3の④の1行目は、「学級経営や授業実践」となっております。これは、授業実践の「実」という字をここに入れて修正します。

続きまして、重点目標4ですが、写真と文言の整理をしましたほか、福知山市のイメージキャラクターを追加しました。イメージキャラクターの絵が少し大きくて、写真と比べて目立ってしまいますので、絵の大きさの調整はこれからしたいと思っております。

それから、重点目標5の②の1行目に「アナログとデジタルのよさ」の説明を丸括弧の中に新たに挿入をしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第21号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 次に、「令和4年度社会教育の重点について」説明をお願いします。

## (2) 議第22号(令和4年度社会教育の重点について)

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 ～資料に基づき説明～

「令和4年度社会教育の重点について」御説明させていただきます。

令和4年度社会教育の重点は、令和4年度から新たにスタートする「(仮称)まちづくり構想福知山」、また新たな教育大綱「福知山市教育大綱」の内容を踏まえて作成を進めてまいりました。さらに、これまでの教育委員会議の中でも御指導や御助言をいただき、その内容についても踏ま

えながら、改めて教育委員会内で協議・検討して修正した内容を中心に説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、表紙を御覧ください。写真は、全て新たなものに変更しております。また、一番下の「教育のまち福知山」の文言でございますが、先ほどの学校教育の重点と同様に、「今もその精神は脈々と受け継がれており」という文言を追加して、教育大綱と整合を図っております。

次に、2ページ目を御覧ください。生涯学習の推進の1行目ですが、前回、生涯学習の理念について御指導いただきました内容を踏まえ、「市民が心豊かで充実した生活を送り、いつでも、だれでも、どこでも、多様な方法で生涯にわたって学び続けることができる学習活動を推進します。」といたしました。生涯学習の理念である一人一人が豊かな人生を送ることができるように学びの場、そういった充実した生活を送っていくための取組となるような文言にさせていただきました。

次に、生涯学習活動の推進の中で、前回「伴奏型」としており、共に奏でる伴奏もありますが、ここでは寄り添い走っていくという意味で「伴走型」の「走る」という文字に修正いたしました。また、2行目ですが、前は「人づくり・地域づくりにつながるリーダーの育成や誰もが活動に参加しやすい組織づくりを支援します。」と書いておりましたが、誰もがそういった場に参加できる仕組みづくりを支援する必要があることから、「活動に参加できる仕組みづくりを支援します。」と修正いたしました。

続きまして、公民館活動の推進について、前は「その人にあった学びができる生涯学習講座」としておりましたが、「その人が求める学びができる生涯学習講座」として、より思いが伝わるよう表現を改めました。

3の図書館活動の推進では、前回「交流や憩いの場となる図書館をめざします。」としておりましたが、やはり学びの場としての図書館というのも大変重要な役割でございますので、「交流や憩い、学びの場となる図書館をめざします。」として、学びという文言を追加しております。

次に、人権教育の推進の中の人権学習活動の推進について、「生涯のあらゆる機会を通した」という表現と「あらゆる機会や場を通した人権学習活動」という2通りの表現を入れておりましたが、先ほどの生涯学習の推進でもありましたように、いつでも、だれでも、どこでも、という意味合いを伝えたいということで、1行目の「生涯のあらゆる機会を通した」を「生涯のあらゆる機会や場を通した」として表現を統一いたしました。

3ページ目を御覧ください。家庭・地域社会の教育力の向上については、大きく変更ありませんが、一番上の4行の中で文章の長い箇所がありましたので「また、子どもが地域の人から見守られ、安心感や自信等を持つことができるような地域社会となるよう」として、短く伝わりやすい表現にしております。

次に、文化財の保護と保存の2の文化財の保護意識の高揚についてです。福知山市には多くの文化財がありますが、市民にとって自分たちの誇りに思えるような文化財があることはまだまだ知られていません。そこで、まず文化財を身近に感じられるようなところからスタートしないといけないという思いから、「また、市民が歴史や伝統文化を知り身近に感じられるよう、公民館活動や地域活動・学校等へ、文化財・郷土の歴史に関する学習機会や資料の提供を行い、さらなる啓発や取組を行います。」という一文を追加しております。

最後のページを御覧ください。大きな修正点はありませんが、市民憲章の上部に、ドッコちゃんと酒呑童子のイラストを追加したいと思っております。

今回、修正等を加えた点については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 2ページ目の人権学習活動の推進の写真の下に市内での平和学習と書いてありますが、これは差別を許さない子ども育成協議会の学習風景でしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長  
そうです。

和田委員 そうでしたら、差別を許さない子ども育成協議会の平和学習と書かれたほうが、適しているのではないかなと感じました。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長  
具体的に、どこの平和学習なのかということで、今いただいた意見を参考にさせていただきたいと思います。

端野教育長 ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第22号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

#### 4 教育委員会 報告・説明事項

##### (1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.26 ネットリテラシー研修「インターネットの危険から子どもを守りたい」  
赤い羽根草の根拠援助成事業

No.27 第51回京都新聞「お話を絵にする」コンクール作品展

No.28 第71回福知山市クラブ対抗陸上競技大会

No.29 健康ボウリング教室

No.30 第44回俳人協会両丹俳句大会

No.31 第7回福知山キンボールスポーツ交流大会 a n d

第12回福知山小学生 a n d シニアキンボールスポーツ交流大会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 内容について全く異議はないのですが、後援承認書の様式が学校教育課

と生涯学習課と違います。教育委員会の承認書の様式は同じであるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

この承認書につきましては、御指摘いただきましたとおり、2年ほど前に一度整理をさせていただいて統一の様式があるはずですが、生涯学習課と学校教育課で統一をさせていただきましたので、恐らく生涯学習課のほうがその際に定めさせていただいた後援承認書の様式だったと思っておりますけれども、大変申し訳ございません。何回か承認しているということもあって、以前の様式をそのまま使ってしまったのかなと考えております。以後、気をつけて統一様式で承認させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

端野教育長           ほかに何か御質問等ありますでしょうか。

全委員               特になし。

端野教育長           次に「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

八瀬次長兼学校教育課長           ～資料に基づき説明～

「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」御説明いたします。

議案書の35ページを御覧ください。福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めるといふものでございます。

この規程につきましては、京都府教育委員会が定めております、府費の負担教職員の服務に関する規程が、同じく12月28日で改正されたことに伴い、市の規程を改正したものです。

改正日は、12月28日付けとなっております、施行は、令和4年1月1日からとなっております。

続きまして、改正点ですが、主に議案書39ページの別表2を改正するものです。

別表2の表(8)ですが、職員が不妊治療を受ける場合という部分で、不妊治療を「医師が行う妊娠のために必要な検査又は治療」としておりました文言の前に「医療機関が実施する説明会並びに」という文言を加えております。

同じく(8)の承認を与える期間等が「1年について6日以内でその都度必要と認められる期間」となっていたものを、「1年について6日(体外受精または顕微授精を受ける場合にあっては10日)以内」として、ここにも新たな文言を加えております。

内容としては、いわゆる不妊治療等における特別休暇の対象、その内容範囲、対象期間の範囲拡大が今回の改正の主な点でございます。

端野教育長           何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

端野教育長 次に「福知山市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

(3) 福知山市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令について

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

続きまして「福知山市立学校及び幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令について」御説明いたします。

議案書の40ページを御覧ください。こちら、先ほどの服務に関する規程と同様に京都府の要綱改正に伴い、本市の規程を改正するものです。改正日は、京都府と同じ12月28日付けで改正しております。施行についても、同じく令和4年1月1日からとなっております。

改正点は、本文第1条及び第2条の文言を変更するものです。

議案書の42ページを御覧ください。

第1条では「学校及び幼稚園」となっていたものを、「学校、幼稚園及びこども園」として、こども園を加えております。その後第1条では、学校及び幼稚園及びこども園における職員の勤務環境及び児童・生徒等の学習環境が害されることなどの事態発生を未然に防ぐということを規定しております。こうした事態が発生した場合において適切に対応する、またハラスメント行為を制止することを目的とした規定でございます。

次に、第2条ですが、3号の「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント関係」が今回の改正点にあたります。旧では、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは、次のような言動を言うという。」

とし、アに「職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと、若しくはできなかったこと又は能率が低下したことを言う。以下同じ。）

）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動」となっておりました。基本的な文言については、大きく変わるものではありませんが、3行目から4行目に、「又は不妊治療を受けること」という文言を加えて、全体的な文言の整理しております。いわゆる不妊治療を受けることに対するハラスメント、勤務環境を害するような言動に対しての規制を目的とする改正点でございます。

そのほかに44ページの表中の「妊娠又は」を「妊娠若しくは」に改めております。

改正点につきましては、以上でございます。

端野教育長 何か御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

5 閉会

端野教育長が閉会を宣言。